

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	8-1
許認可等の種類	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録			
根拠法令条例等・条項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第12条の2第1項			
許認可等の概要	建築物の衛生的環境の維持管理を業とする事業者の申請に対し、厚生省令で定める基準に適合するときは知事登録をする。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 建築物清掃業</p> <p>(1) 次の機械器具を有すること。</p> <p>ア 真空掃除機</p> <p>イ 床みがき機</p> <p>(2) 清掃作業監督者は、職業能力開発促進法に規定する技能検定のうちビルクリーニングの職種に係るものに合格し、又は免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業監督者のための講習を修了し、その日から6年を経過していない。</p> <p>イ アの講習を修了した者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業監督者のための再講習を修了し、その日から6年を経過していない。</p> <p>(3) 清掃作業従事者は、次の要件を満たす研修を修了していること。</p> <p>ア 作業従事者のすべてが受講できる。</p> <p>イ 事業登録を受けようとする者等が実施主体となって定期的に行われている。</p> <p>ウ 清掃用機械器具及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関する内容である。</p> <p>エ 適当と認められる指導者による。</p> <p>2 建築物空気環境測定業</p> <p>(1) 次の測定器等(同等以上の性能を有するものを含む。)を有すること。</p> <p>ア 0.3ミクロンのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集するグラスファイバーろ紙を装着し、相対沈降径がおおむね10ミクロン以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器</p> <p>イ 検知管方式による一酸化炭素検定器</p> <p>ウ 検知管方式による二酸化炭素検定器</p> <p>エ 0.5度目盛の温度計</p> <p>オ 0.5度目盛の乾湿球湿度計</p> <p>カ 0.2メートル毎秒以上の気流を測定できる風速計</p> <p>ク 測定器固定用スタンド</p> <p>(2) 空気環境測定者は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境測定者のための講習を修了し、その日から6年を経過していない。</p> <p>イ アの講習を修了した者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境測定者のための再講習を修了し、その日から6年を経過していない。</p> <p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する。</p> <p>3 建築物空気調和用ダクト清掃業</p> <p>(1) 次の機械器具を有すること。</p> <p>ア 電気ドリル及びシャワー又はニブラ</p> <p>イ 写真撮影ができる内視鏡</p>			

- ウ 1mg以上の分解能を有する電子天びん又は化学天びん
- エ コンプレッサー
- オ 集じん機
- カ 真空掃除機

- (2) 空気調和用ダクト清掃作業監督者は、次のいずれかに該当すること。
  - ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクト清掃作業監督者のための講習を修了し、その日から6年を経過していない。
  - イ アの講習を修了した者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクト清掃作業監督者のための再講習を修了し、その日から6年を経過していない。
  - ウ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する。
- (3) 空気調和用ダクト清掃作業従事者は、次の要件を満たす研修を修了していること。
  - ア 作業従事者のすべてが受講できる。
  - イ 事業登録を受けようとする者等が実施主体となって定期的に行われている。
  - ウ 空気調和用ダクト清掃作業用機械器具の使用法並びに空気調和用ダクト清掃作業の安全及び衛生に関する内容である。
  - エ 適当と認められる指導者による。

#### 4 建築物飲料水水質検査業

- (1) 次の機械器具を有すること。
  - ア 高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥器及びふ卵器
  - イ フレームレス ー 原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置
  - ウ 光電分光光度計又は光電光度計
  - エ ガスクロマトグラフ
  - オ 蒸留装置及び還流冷却装置
  - カ 電子天びん又は化学天びん
- (2) 水質検査を適確に行える検査室を有すること。
  - ア 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚が、作業に適した配置となっていること。
  - イ 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすいこと。
  - ウ ドラフトチャンバーが設置されていること。
  - エ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
  - オ 天びん台等に防震装置が施されていること。
  - カ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましい。
- (3) 水質検査を行う者は、次のいずれかに該当すること。
  - ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程(これに相当する課程を含む。)を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した者。
  - イ 臨床検査技師であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した者。
  - ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程(これに相当する課程を含む。)を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した者。
  - エ ア、イ又はウに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者。

#### 5 建築物飲料水貯水槽清掃業

- (1) 次の機械器具(専用)を有すること。
  - ア 揚水ポンプ
  - イ 高圧洗浄機
  - ウ 残水処理機
  - エ 換気ファン
  - オ 防水型照明器具
  - カ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器
- (2) (1)の機械器具を適切に保管でき、施錠できる専用の保管庫を有すること。
  - ア 機械器具に雨水等がかからないこと。

審査基準  
(未設定の場合  
はその理由)

- イ 機械器具を置く棚、箱などは、水切り、水抜きが容易で、水が溜まらないこと。
  - ウ 機械器具の保管に適切な規模であること。
  - エ 他の用途に用いる機械器具を合わせて保管する構造である場合は、貯水槽清掃に使用する機械器具の保管場所が独立しており、他のものを誤用するおそれがないこと。
- (3) 飲料水貯水槽清掃作業監督者は、次のいずれかに該当すること。
- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者のための講習を修了し、その日から6年を経過していない。
  - イ アの講習を修了した者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者のための再講習を修了し、その日から6年を経過していない。
  - ウ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する。
- (4) 飲料水貯水槽清掃作業従事者は、次の要件を満たす研修を修了していること。
- ア 作業従事者のすべてが受講できる。
  - イ 事業登録を受けようとする者等が実施主体となって定期的に行われている。
  - ウ 貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽清掃作業の安全及び衛生に関する内容である。
  - エ 相当と認められる指導者による。

## 6 建築物排水管清掃業

- (1) 次の機械器具(専用)を有すること。
- ア 写真撮影ができ、15メートル以上のケーブルを備える内視鏡
  - イ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
  - ウ ワイヤ式管清掃機
  - エ 空圧式管清掃機
  - オ 排水ポンプ
- (2) (1)の機械器具を適切に保管でき、施錠できる専用の保管庫を有すること。
- ア 機械器具に雨水等がかからないこと。
  - イ 機械器具を置く棚、箱などは、水切り、水抜きが容易で、水が溜まらないこと。
  - ウ 機械器具の保管に適切な規模であること。
  - エ 他の用途に用いる機械器具を合わせて保管する構造である場合は、排水管清掃に使用する機械器具の保管場所が独立しており、他のものを誤用するおそれがないこと。
- (3) 排水管清掃作業監督者は、次のいずれかに該当すること。
- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管清掃作業監督者のための講習を修了し、その日から6年を経過していない。
  - イ アの講習を修了した者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管清掃作業監督者のための再講習を修了し、その日から6年を経過していない。
  - ウ 建築物環境衛生管理技術者免状を有する。
- (4) 排水管清掃作業従事者は、次の要件を満たす研修を修了していること。
- ア 作業従事者のすべてが受講できる。
  - イ 事業登録を受けようとする者等が実施主体となって定期的に行われている。
  - ウ 排水管の清掃に用いる機械器具の使用方法及び排水管清掃作業の安全及び衛生に関する内容である。
  - エ 相当と認められる指導者による。

審査基準  
(未設定の場合  
はその理由)

## 7 建築物ねずみ昆虫等防除業

- (1) 次の機械器具を有すること。
- ア 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
  - イ 毒皿、毒箱及び捕そ器
  - ウ 噴霧機及び散粉器
  - エ 真空掃除機
  - オ 防毒マスク及び消化器
- (2) (1)の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管でき、施錠できる専用の保管庫を有すること。
- ア 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れないこと。
  - イ 薬剤による腐食を防止するための措置を講じていること。

<p>審査基準 (未設定の場合 はその理由)</p>	<p>ウ 引火事故が起こりにくいこと。  エ 機械器具及び薬剤の保管に適当な規模であること。  オ 他の用途に用いる機械器具類を合わせて保管する構造である場合は、ねずみ、昆虫等防除に使用する機械器具及び薬剤の保管場所が独立しており、他のものを誤用するおそれがないこと。</p> <p>(3) ねずみ等防除作業監督者は、次のいずれかに該当すること。  ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等防除作業監督者のための講習を修了し、その日から6年を経過していない。  イ アの講習を修了した者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等防除作業監督者のための再講習を修了し、その日から6年を経過していない。</p> <p>(4) ねずみ等防除作業従事者は、次の要件を満たす研修を修了していること。  ア 作業従事者のすべてが受講できる。  イ 事業登録を受けようとする者等が実施主体となって定期的に行われている。  ウ ねずみ等防除作業に用いる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関する内容である。  エ 適当と認められる指導者による。</p> <p>8 建築物環境衛生総合管理業</p> <p>(1) 次の機械器具を有すること。  ア 真空掃除機  イ 床みがき機  ウ 2の(1)の測定器等  エ 残留塩素測定器</p> <p>(2) 統括管理者は、建築物環境衛生管理技術者の免状を有し、次のいずれかに該当すること。  ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う統括管理者のための講習を修了し、その日から6年を経過していない。  イ アの講習を修了した者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う統括管理者のための再講習を修了し、その日から6年を経過していない。</p> <p>(3) 清掃作業監督者は、1の(2)に該当すること。  (4) 清掃作業従事者は、1の(3)に該当すること。  (5) 空調給排水管理監督者は、職業能力開発促進法に規定する技能検定のうちビル設備管理の職種に係るものに合格し、又は免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当すること。  ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空調給排水管理監督者のための講習を修了し、その日から6年を経過していない。  イ アの講習を修了した者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空調給排水管理監督者のための再講習を修了し、その日から6年を経過していない。</p> <p>(6) 空気環境測定実施者は、2の(2)に該当すること。  (7) 空調給排水管理従事者は、次の要件を満たす研修を修了していること。  ア 管理従事者のすべてが受講できる。  イ 適切かつ定期的に行われている。</p> <p>[ 以上、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 ]</p>
<p>基準の制定根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年1月21日厚生省令第2号)</li> <li>・ 平成14年3月26日厚生労働省告示第117号「清掃及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」</li> <li>・ 平成14年3月26日付け健発第0326017号厚生労働省健康局長通知「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」</li> <li>・ 平成14年3月26日付け健衛発第0326001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」</li> </ul>

標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日
期間の制定根拠	—